三　申請に係る発電用原子炉施設の概要
四　法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可の年月日及び認可の番号又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした年月日
五　申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間
六　使用の方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一　使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類
二　試験項目及び試験工程表

（燃料体検査の申請）

第二十三条　法第四十三条の三の十二第一項の検査（以下「燃料体検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　燃料体の型式
三　法第四十三条の三の十二第二項の認可年月日及び認可番号
四　燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素の数を併せて記載すること。）
五　検査を受けようとする加工の工程、期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　加工の工程
二　燃料体の品質管理の状況、加工の内容等

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（燃料体検査の実施）

第二十四条　法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

加工の工程	検査事項
一　燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時	燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査
二　燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時	燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査 一　寸法検査 二　湾曲度を確認する検査 三　外観検査 四　表面汚染密度検査